



# 宮 崎 県 公 報

平成26年3月26日(水曜日)号外 第12号

発 行 宮 崎 県  
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

条 例	頁
○社会教育委員条例の一部を改正する条例……………(教育庁) 2	○宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例……………(教育庁) 14
○市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例……………( “ ) 2	○宮崎県いじめ問題対策連絡協議会条例……………( “ ) 14
○教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例……………( “ ) 4	○宮崎県いじめ問題対策委員会条例……………( “ ) 14
○教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………( “ ) 5	○地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………(県警本部) 15
	○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………( “ ) 16
	○宮崎県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例……………( “ ) 17

## 本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 社会教育委員条例の一部を改正する条例 (条例第33号)
- 改正の理由及び主な内容  
社会教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
  - 施行期日  
この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第34号)
- 改正の理由及び主な内容  
人事委員会勧告等を踏まえ、給料の切替えに伴う経過措置等について、所要の改正を行うこととしました。
  - 施行期日  
この条例は、一部の規定を除き、平成26年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例 (条例第35号)
- 改正の理由及び主な内容  
消費税率の引上げに伴い、所要の改正を行うこととしました。
  - 施行期日  
この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第36号)
- 改正の理由及び主な内容  
消費税率の引上げ等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
  - 施行期日  
この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例 (条例第37号)
- 改正の理由及び主な内容  
復興関連予算で造成された高等学校等生徒修学支援基金の残額を国へ返還するため、所要の改正を行うこととしました。
  - 施行期日  
この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県いじめ問題対策連絡協議会条例 (条例第38号)

- 1 制定の理由及び主な内容  
いじめ防止対策推進法の施行に伴い、宮崎県いじめ問題対策連絡協議会を設置するため、条例を制定することとしました。
- 2 施行期日  
この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県いじめ問題対策委員会条例（条例第39号）

- 1 制定の理由及び主な内容  
いじめ防止対策推進法の施行に伴い、宮崎県いじめ問題対策委員会を設置するため、条例を制定することとしました。
- 2 施行期日  
この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◎ 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第40号）

- 1 改正の理由及び主な内容  
職員給与の処遇改善等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日  
この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◎ 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第41号）

- 1 改正の理由及び主な内容  
一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された場合の再取得に係る運転免許試験手数料を定めたこと等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日  
この条例は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◎ 宮崎県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例（条例第42号）

- 1 改正の理由及び主な内容  
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に伴い、留置施設視察委員会の委員の任期を定めるため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日  
この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

条 例

社会教育委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第33号

社会教育委員条例の一部を改正する条例

社会教育委員条例（昭和24年宮崎県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第3条・第4条 [略]	<u>第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命し、又は委嘱する。</u> 第4条・第5条 [略]

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 宮崎県条例第34号

## 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年宮崎県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(へき地手当等)</p> <p>第4条の2 へき地手当は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校及び中学校並びに学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設(以下「共同調理場」という。)(以下「へき地学校」という。)並びにへき地学校に準ずる学校及び共同調理場(以下「へき地学校に準ずる学校」という。)に勤務する職員に支給する。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(へき地手当等)</p> <p>第4条の2 へき地手当は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校及び中学校並びに学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設(以下「共同調理場」という。)(以下「へき地学校」という。)並びにへき地学校に準ずる学校及び共同調理場(以下「へき地学校に準ずる学校」という。)に勤務する職員に支給する。</p> <p>2～4 [略]</p>

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年宮崎県条例第88号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>6 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年宮崎県条例第49号。以下この項において「平成21年改正条例」という。))の施行の日において次の各号に掲げる職員である者<del>にあつては</del>、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額(市町村立学校職員給与等条例附則第13項の規定により読み替えて適用される職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員<del>にあつては</del>、当該額に100分の99を乗じて得た額)を給料として支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>8 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。</p>	<p>附 則</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>6 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年宮崎県条例第49号。以下この項において「平成21年改正条例」という。))の施行の日において次の各号に掲げる職員である者<del>にあつては</del>、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、<u>平成33年3月31日までの間(以下「支給期間」という。)</u>、給料月額のほか、その差額に相当する額(市町村立学校職員給与等条例附則第13項の規定により読み替えて適用される職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員<del>にあつては</del>、当該額に100分の99を乗じて得た額)から、<u>平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあつては2,000円を、平成27年4月1日以降にあつては平成26年4月1日から給料の支給日までの期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)</u>に1を加えた数に2,000円を乗じて得た額を減じた額(零を上回るものに限る。)(以下「減額後の差額相当額」という。)を給料として支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>8 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。ただし、平成19年4月1日、平成20年4月1日又は平成21年4月1日に単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年宮崎県条例第28号)の適用を受ける職員から職員の給与に関する条例の適用を受ける職員となった後において、市町村立学校職員給与等条例の適用を受ける職員となった者のうち人事委員会規則で定めるものについては、前2項の規定にかかわらず、支給期間の満了後<del>にあつては</del>も人事委員会規則で定める期間、給料月額のほか減額後の差額相当額</p>

<p>9 前3項の規定による給料を支給される職員に関する市町村立学校職員給与等条例第3条の2第2項の規定の適用については、市町村立学校職員給与等条例第3条の2第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第88号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>10 附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第88号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>11 [略]</p>	<p>を給料として支給する。この場合において、その者の受ける給料月額と減額後の差額相当額の合計額が、施行日の前日に受けていた給料月額に100分の99.7を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）に、100分の99.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）を下回らないものとする。</p> <p>9 前3項の規定の適用について、部内の他の職員との権衡を失すると認められるときその他特別の事情があるときは、人事委員会と協議の上、必要な調整を行うことができる。</p> <p>10 附則第6項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する市町村立学校職員給与等条例第3条の2第2項の規定の適用については、市町村立学校職員給与等条例第3条の2第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第88号）附則第6項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>11 附則第6項から第9項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第88号）附則第6項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>12 [略]</p>
---	--

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第35号

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例

教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後					
別表第3（第6条関係）					別表第3（第6条関係）					
施設	基準				施設	基準				
	区分	単位	金額	備考		区分	単位	金額	備考	
宮崎県 青島少年自然の家	宿泊室	1人1泊につき	30歳未満の者	315円	[略]	宮崎県 青島少年自然の家	宿泊室	1人1泊につき	30歳未満の者	325円
			30歳以上の者	630円					30歳以上の者	650円
			30歳以上の者	以下					30歳以上の者	以下
宮崎県 御池少年自然の家	研修室	1室1時間につき	480円	[略]	宮崎県 御池少年自然の家	研修室	1室1時間につき	495円	[略]	
			以下					以下		
宮崎県 御池少年自然の家	体育館	宮崎県 青島少年自然の家	1時間に	1,050円	宮崎県 御池少年自然の家	体育館	宮崎県 青島少年自然の家	1時間に	1,080円	
			全面を利用する場合					525円		全面を利用する場合
			半面を利用する場合	以下				半面を利用する場合	以下	

	宮崎県 むかば き少年 自然の 家 宮崎県 御池少 年自然 の家	1 時間 につき	750円 以下			宮崎県 むかば き少年 自然の 家 宮崎県 御池少 年自然 の家	1 時間 につき	770円 以下	
	キャンプ場	1 人 1 泊 につき 30歳未 満の者 30歳以 上の者	105円 以下 210円 以下			キャンプ場	1 人 1 泊 につき 30歳未 満の者 30歳以 上の者	110円 以下 215円 以下	
	キャ ンプ 用具	テント 1 人 1 泊 につき 30歳未 満の者 30歳以 上の者	105円 以下 210円 以下			キャ ンプ 用具	テント 1 人 1 泊 につき 30歳未 満の者 30歳以 上の者	110円 以下 215円 以下	
		寝袋 1 泊 1 個 につき 30歳未 満の者 30歳以 上の者	105円 以下 210円 以下			寝袋	1 泊 1 個 につき 30歳未 満の者 30歳以 上の者	110円 以下 215円 以下	
		毛布 1 泊 1 枚 につき 30歳未 満の者 30歳以 上の者	105円 以下 210円 以下			毛布	1 泊 1 枚 につき 30歳未 満の者 30歳以 上の者	110円 以下 215円 以下	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第36号

教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(使用料) 第2条 [略] 2 [略] <u>3 第1項の規定にかかわらず、知事は、同項第1号の授業料につ</u> <u>いては、徴収しないこととする。ただし、授業料を徴収しないこ</u> <u>とが県立高等学校及び県立中等教育学校における教育に要する経</u> <u>費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認めるとき</u> <u>は、この限りでない。</u>	(使用料) 第2条 [略] 2 [略] 別表第1（第2条関係）

使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考	使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考		
[略]						[略]							
3 体 育館 使用 料	本 館 競 技 場	入場料 等を徴 収しな い場合	1 団体 1 時間につ き アマチ ュアス ポーツ に使用 する とき 児童 ・生 徒の 団体 その 他の 団体 アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用す るとき	1,230円  1,930円  7,840円	[略]	[略]	3 体 育館 使用 料	本 館 競 技 場	入場料 等を徴 収しな い場合	1 団体 1 時間につ き アマチ ュアス ポーツ に使用 する とき 児童 ・生 徒の 団体 その 他の 団体 アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用す るとき	1,270円  1,990円  8,060円	[略]	[略]
		入場料 等を徴 収する 場合	1 団体 1 日につき アマチ ュアス ポーツ に使用 する とき 児童 ・生 徒の 団体	1 人 1 日 当たりの 入場料等 の最高額 に 100 を 乗じて得 た額 (そ の額が <u>1 万 3,530 円</u> に満た ない場合 にあって は、 <u>1 万 3,530 円</u> ) その 他の 団体	1 人 1 日 当たりの 入場料等 の最高額 に 100 を 乗じて得 た額 (そ	1 人 1 日 当たりの 入場料等 の最高額 に 100 を 乗じて得 た額 (そ の額が <u>1 万 3,920 円</u> に満た ない場合 にあって は、 <u>1 万 3,920 円</u> ) その 他の 団体			[略]	[略]			



別館第3競技場	専用使用の場合	1団体1時間につき	180円	[略]	別館第3競技場	専用使用の場合	1団体1時間につき	190円	[略]					
		児童・生徒の団体	360円				児童・生徒の団体	370円						
	[略]						[略]							
	[略]						[略]							
	[略]						[略]							
	附帯設備器具(使用に要する消耗器材は含まない。)	浴室・シャワー(温水)	1時間につき			550円	[略]	附帯設備器具(使用に要する消耗器材は含まない。)		浴室・シャワー(温水)	1時間につき	570円	[略]	
		ボクシング用具				[略]					ボクシング用具			[略]
		アマチュア用その他	同			2,550円					アマチュア用その他	同		2,620円
		[略]								[略]				
		ボーダーライト	1列1時間につき			380円					ボーダーライト	1列1時間につき		390円
[略]				[略]										
フットライト		1列1時間につき	380円		フットライト	1列1時間につき			390円					
放送設備(マイクフォンは2本とする。)		1時間につき	480円		放送設備(マイクフォンは2本とする。)	1時間につき			490円					
携帯用テープレコーダー		同	60円		携帯用テープレコーダー	同			60円					
ピアノ		同	600円		[略]									
[略]				[略]										
バスケットボールゴール				バスケットボールゴール										
固定式	同	60円		固定式	同	60円								
移動式	同	100円		移動式	同	100円								
ウエイトリフティン	同	100円		[略]										

	グ用具								
	[略]								
	卓球用具	一式 1 日につき 1 台 1 時間につき	4,405円 [略]						
	体操用具	一式 1 日につき 1 種目 1 時間につき	3,300円 [略]						
	柔道畳	一式 1 時間につき	600円						
	[略]								
	フェンシング用具	一式 1 時間につき	100円						
	バドミントン ホバコート	1 時間につき	360円						
	ハンドマイク	同	[略]						
	[略]								
4	ライフフル射撃競技場使用料	1 人 2 時間まで 中学校及び高等学校 (中等教育学校を含む。) 生徒 その他の者	[略] 235円	[略]	[略]				
	スモールポアライフル射場	1 人 2 時間まで 高等学校(中等教育学校後 期課程を含む。)生徒 その他の者	185円 360円						
5	総	[略]							
4	ライフフル射撃競技場使用料	1 人 2 時間まで 中学校及び高等学校 (中等教育学校を含む。) 生徒 その他の者	[略] 240円	[略]	[略]				
	スモールポアライフル射場	1 人 2 時間まで 高等学校(中等教育学校後 期課程を含む。)生徒 その他の者	190円 370円						
5	総	[略]							

合博物館観覧料及び総合博物館使用料	総合博物館使用料	博物館特別展示室	入場料等を徴収する場合	1日につき	23,540円	[略]	[略]
			入場料等を徴収しない場合	同	17,660円		
6 西都原考古博物館使用料	ホール		午前		3,380円	[略]	[略]
			午後		6,760円		
	ホール設備	冷房設備	1時間につき		1,300円	[略]	
			暖房設備	同	640円		
音声ガイド		1台1回につき		400円	[略]		
7 美術館観覧料及び美術館使用料	[略]					[略]	[略]
	美術館使用料	県民ギャラリー1	入場料等を徴収する場合	1日につき	8,800円	[略]	
			入場料等を徴収	同	6,700円		
	美術館観覧料及び美術館使用料	美術館使用料	県民ギャラリー1	入場料等を徴収する場合	1日につき	9,100円	[略]
入場料等を徴収				同	6,900円		



		午後 1 時から午後 3 時まで 午後 3 時から午後 6 時まで	[略] <u>2,100円</u>					午後 1 時から午後 3 時まで 午後 3 時から午後 6 時まで	[略] <u>2,200円</u>			
	アトリエ 1	個人開放日における使用 1 人につき 午前 10 時から午後 1 時まで 午後 1 時から午後 5 時まで	<u>200円</u> <u>300円</u>	[略]				アトリエ 1	個人開放日における使用 1 人につき 午前 10 時から午後 1 時まで 午後 1 時から午後 5 時まで	<u>210円</u> <u>310円</u>	[略]	
	アトリエ 2	個人開放日における使用 1 人につき 午前 10 時から午後 1 時まで 午後 1 時から午後 5 時まで	<u>400円</u> <u>500円</u>					アトリエ 2	個人開放日における使用 1 人につき 午前 10 時から午後 1 時まで 午後 1 時から午後 5 時まで	<u>410円</u> <u>510円</u>		
	アトリエ 3	個人開放日における使用 1 人につき 午前 10 時から午後 1 時まで 午後 1 時から午後 5 時まで	<u>200円</u> <u>300円</u>					アトリエ 3	個人開放日における使用 1 人につき 午前 10 時から午後 1 時まで 午後 1 時から午後 5 時まで	<u>210円</u> <u>310円</u>		
	設備器具	電気 1 時間につき	<u>300円</u>	[略]				設備器具	電気 1 時間につき	<u>310円</u>	[略]	
		持込電気器具用電気	<u>300円</u>	[略]					持込電気器具用電気	<u>310円</u>	[略]	

8 少年自然の家使用料	宿泊室	1人1泊につき 30歳未満の者 30歳以上の者	<u>315円</u> <u>630円</u>	[略]	[略]	8 少年自然の家使用料	宿泊室	1人1泊につき 30歳未満の者 30歳以上の者	<u>325円</u> <u>650円</u>	[略]	[略]		
	研修室	1室1時間につき	<u>480円</u>				研修室	1室1時間につき	<u>495円</u>				
	体育館	宮崎県青島少年自然の家	1時間につき 全面を使用する場合 半面を使用する場合	<u>1,050円</u> <u>525円</u>				体育館	宮崎県青島少年自然の家	1時間につき 全面を使用する場合 半面を使用する場合	<u>1,080円</u> <u>540円</u>		
		宮崎県むかばき少年自然の家 宮崎県御池少年自然の家	1時間につき	<u>750円</u>					宮崎県むかばき少年自然の家 宮崎県御池少年自然の家	1時間につき	<u>770円</u>		
	キャンプ場	1人1泊につき 30歳未満の者 30歳以上の者	<u>105円</u> <u>210円</u>					キャンプ場	1人1泊につき 30歳未満の者 30歳以上の者	<u>110円</u> <u>215円</u>			
		キャンプ用具	1人1泊につき 30歳未満の者 30歳以上の者	<u>105円</u> <u>210円</u>					キャンプ用具	1人1泊につき 30歳未満の者 30歳以上の者	<u>110円</u> <u>215円</u>		
	寝袋	1泊1個につき 30歳未満の者 30歳以上の者	<u>105円</u> <u>210円</u>					寝袋	1泊1個につき 30歳未満の者 30歳以上の者	<u>110円</u> <u>215円</u>			
		毛布	1泊1枚につき 30歳未満の者 30歳以上の者	<u>105円</u> <u>210円</u>					毛布	1泊1枚につき 30歳未満の者 30歳以上の者	<u>110円</u> <u>215円</u>		

別表第2 (第3条関係)

手数料	区分	単位	金額	備考
[略]				
9 宮崎県	一般	1点につき	<u>2,500円</u>	[略]

別表第2 (第3条関係)

手数料	区分	単位	金額	備考
[略]				
9 宮崎県	一般	1点につき	<u>3,000円</u>	[略]

美術 展出 品手 数料	学生	1 点につ き	1,400円	美術 展出 品手 数料	学生	1 点につ き	1,500円
	[略]				[略]		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係る同日以後の公立高等学校（同条第2項に規定する公立高等学校をいう。）に係る授業料の徴収については、なお従前の例による。

宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第37号

宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例

宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例（平成21年宮崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 2 [略]	附 則 2 [略] 3 <u>基金は、平成26年度に限り、第6条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された交付金を返還する必要があるときは、当該返還に要する財源に充てるため、その一部を処分することができる。</u>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

宮崎県いじめ問題対策連絡協議会条例をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第38号

宮崎県いじめ問題対策連絡協議会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項の規定に基づき、宮崎県いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(構成)

第2条 協議会は、学校、県教育委員会、市町村教育委員会、児童相談所、地方務局、県警察その他の関係機関及び関係団体で構成する。

(庶務)

第3条 協議会の庶務は、県教育委員会において処理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

宮崎県いじめ問題対策委員会条例をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第39号

## 宮崎県いじめ問題対策委員会条例

(設置)

第 1 条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第14条第 3 項の規定に基づき、宮崎県いじめ問題対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等に関する事項を調査審議する。

2 委員会は、教育委員会の求めに応じ、法第28条第 1 項の調査を行う。

3 委員会は、第 1 項に規定する事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、いじめの問題に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県条例第40号

## 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和33年宮崎県条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(特殊作業手当)		(特殊作業手当)	
第 3 条 特殊作業手当は、職員が次の各号のいずれかに掲げる作業に従事したときに支給する。		第 3 条 特殊作業手当は、職員が次の各号のいずれかに掲げる作業に従事したときに支給する。	
(1)～(3) [略]		(1)～(3) [略]	
(4) 特殊機械保守作業		(4) 削除	
(5)～(26) [略]		(5)～(26) [略]	
別表(第 4 条関係)		別表(第 4 条関係)	
作 業 の 区 分	支 給 額	作 業 の 区 分	支 給 額
[略]		[略]	
第 3 条第 3 号の作業	[略]	第 3 条第 3 号の作業	[略]
第 3 条第 4 号の作業	1 日につき 120円		
[略]		[略]	
第 3 条第 20 号の作業	1 回につき 1,240円 (夜間における作業時間が 3 時間未満の場合は 6	第 3 条第 20 号の作業	[略] 1 回につき 1,240円

	20円)		
[略]		[略]	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第41号

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																																																										
<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項並びに附則第2項及び第4項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(56) [略]</p> <p>(56)の2 <u>道交法第89条第2項の規定に基づく運転技能の検査</u> 運転技能検査手数料</p> <p>(57)～(72) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>手数料</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>53の3 駐車監視員資格者講習手数料</td> <td></td> <td>1件につき</td> <td style="text-align: center;">19,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>56 運転 免許試験手数料</td> <td>[略] 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験（道交法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>普通自動車免許に係る試験（道交法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験（道交法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料	区 分	単 位	金 額	備 考	[略]					53の3 駐車監視員資格者講習手数料		1件につき	19,000円		[略]					56 運転 免許試験手数料	[略] 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験（道交法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）	[略]			[略]						普通自動車免許に係る試験（道交法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）	[略]			[略]						特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験（道交法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場	[略]			<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項並びに附則第2項及び第4項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(56) [略]</p> <p>(56)の2 <u>道交法第89条第3項の規定に基づく運転技能の検査</u> 運転技能検査手数料</p> <p>(57)～(72) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>手数料</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>53の3 駐車監視員資格者講習手数料</td> <td></td> <td>1件につき</td> <td style="text-align: center;">20,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>56 運転 免許試験手数料</td> <td>[略] 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験（道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>普通自動車免許に係る試験（道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験（道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料	区 分	単 位	金 額	備 考	[略]					53の3 駐車監視員資格者講習手数料		1件につき	20,000円		[略]					56 運転 免許試験手数料	[略] 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験（道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）	[略]			[略]						普通自動車免許に係る試験（道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）	[略]			[略]						特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験（道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用	[略]		
手数料	区 分	単 位	金 額	備 考																																																																																							
[略]																																																																																											
53の3 駐車監視員資格者講習手数料		1件につき	19,000円																																																																																								
[略]																																																																																											
56 運転 免許試験手数料	[略] 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験（道交法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）	[略]																																																																																									
[略]																																																																																											
	普通自動車免許に係る試験（道交法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）	[略]																																																																																									
[略]																																																																																											
	特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験（道交法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場	[略]																																																																																									
手数料	区 分	単 位	金 額	備 考																																																																																							
[略]																																																																																											
53の3 駐車監視員資格者講習手数料		1件につき	20,000円																																																																																								
[略]																																																																																											
56 運転 免許試験手数料	[略] 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験（道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）	[略]																																																																																									
[略]																																																																																											
	普通自動車免許に係る試験（道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）	[略]																																																																																									
[略]																																																																																											
	特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験（道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用	[略]																																																																																									

	合に限る。)			を受ける場合に限る。)	
	[略]			[略]	
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験（道交法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。)	[略]		大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験（道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。)	[略]
	[略]			[略]	
56の2	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する道交法第89条第2項の規定による検査	[略]	56の2	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する道交法第89条第3項の規定による検査	[略]
	普通自動車仮運転免許を受けている者に対する道交法第89条第2項の規定による検査	[略]		普通自動車仮運転免許を受けている者に対する道交法第89条第3項の規定による検査	[略]
[略]			[略]		
[略]			[略]		

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第2の53の3の項の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

宮崎県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第42号

宮崎県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

宮崎県留置施設視察委員会条例（平成19年宮崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第21条第6項の規定に基づき、留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員の定数等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、<u>前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第21条第4項の規定に基づき、留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員の定数等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 委員の任期は、<u>1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3・4 [略]</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

